

# 定 款

株式会社茨城もぎたてファクトリー

## 定 款

### 第1章 総則

#### (商号)

第1条 当会社は、株式会社茨城もぎたてファクトリーと称する。英文では、IBARAKI MOGITATE Factory CO.,Ltd. と表示する。

#### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 生鮮食料品、冷凍食品、佃煮、惣菜その他食品の製造、販売及び卸売業
- 2 酒類、水、清涼飲料水及び健康補助食品の販売
- 3 菓子の製造、販売
- 4 生産する野菜及び果樹を主とし、その他農作物一般の運搬、加工、貯蔵又は販売。
- 5 前各号に付帯関連する一切の事業

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を茨城県東茨城郡茨城町に置く。

#### (公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

### 第2章 株式

#### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、10,000.株とする。

#### (株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡によって取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

#### (株主名簿記載事項の記載の請求)

第7条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

#### (質権の登録および信託財産の表示)

第8条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株券の不発行)

第9条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第10条 当会社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すよう請求することができる。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主の住所等の提出)

第12条 当会社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所を記入押印し、当会社に届けなければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わり、他の取締役がいない場合は、株主総会において出席株主の中からこれを選出する。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決する。

(株主総会議事録)

第16条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をして、10年間当会社の本店に備えおくものとする。

### 第4章 株主総会以外の機関

(取締役および監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は1名以上、監査役も2名以内とする。

(取締役および監査役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の二以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役および監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後 10 年以内、監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②補欠または増員で就任した取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

③任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第20条 当会社の取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名以上を代表取締役、そのうち 1 名を代表取締役社長とし、取締役の互選によってこれを定める。

(業務執行)

第21条 社長は、当会社の業務を統括する。

②社長に事故があるときは、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬および退職慰労金)

第22条 取締役および監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剩余金の配当)

第24条 剩余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に配当する。

②剩余金の配当がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額)

第 25 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 500 万円とする。

(最初の事業年度)

第 26 条 当会社の第 1 期の事業年度は、当会社成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(発起人の氏名他)

第 27 条 発起人の氏名等又は名称、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数ならびに引換に払い込む金額は、次のとおりである。

茨城県東茨城郡茨城町小幡 18 番地 27 号

茨城中央園芸農業協同組合

普通株 60 株 金 300 万円

三重県四日市市富田二丁目 8 番 19 号

ヤマダイ食品株式会社

普通株 40 株 金 200 万円

(定款に定めのない事項)

第 28 条 本定款に定めのない事項はすべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社茨城もぎたてファクトリー設立に際のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 26 年 11 月 6 日

発起人 茨城中央園芸農業協同組合  
代表理事 久 信 田 清 人

発起人 ヤマダイ食品株式会社  
代表取締役 橋 口 智 一